

表2 地域公共交通確保維持改善事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）から抜粋

●岩見沢美唄線【事業者：北海道中央バス】

補助ブロック名	申請番号	特措置	地域公共交通の活性化法及び再生に関する法律（地域交通法）に基づく協議会（以下、「法定協議会」）名	法定協議会にて算出するキロ程		法定協議会における運行割合	法定協議会において算出する計画額
南北海道	第1号		南空知地域公共交通活性化協議会	往18.8Km 復18.6Km	(平均) 18.7Km	100.000%	4,268.0千円
合計			1系統				

●岩見沢長沼線【事業者：北海道中央バス】

補助ブロック名	申請番号	特措置	地域公共交通の活性化法及び再生に関する法律（地域交通法）に基づく協議会（以下、「法定協議会」）名	法定協議会にて算出するキロ程		法定協議会における運行割合	法定協議会において算出する計画額
南北海道	第2号		南空知地域公共交通活性化協議会	往38.4Km 復38.4Km	(平均) 38.4Km	100.000%	11,693.5千円
合計			1系統				

●岩見沢栗山線【事業者：北海道中央バス】

補助ブロック名	申請番号	特措置	地域公共交通の活性化法及び再生に関する法律（地域交通法）に基づく協議会（以下、「法定協議会」）名	法定協議会にて算出するキロ程		法定協議会における運行割合	法定協議会において算出する計画額
南北海道	第3号		南空知地域公共交通活性化協議会	往20.9Km 復21.0Km	(平均) 20.9Km	100.000%	7,910.0千円
合計			1系統				

●札幌・栗山線【事業者：北海道中央バス】

補助ブロック名	申請 番号	特措 例置	地域公共交通の活性化法及び再生に関する法律（地域交通法）に基づく協議会（以下、「法定協議会」）名			法定協議会にて算出する キロ程	法定協議会における運 行割合	法定協議会において算 出する計画額	
南北海道	第4号		南空知地域公共交通活性化協議会			往17.8Km 復17.8Km	(平均) 17.8Km	40.454%	8,861.0千円
			さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会			往26.3Km 復26.2Km	(平均) 26.2Km	59.545%	13,042.5千円
合計			1系統						

●三笠線【事業者：北海道中央バス】

補助ブロック名	申請番号	特措置	地域公共交通の活性化法及び再生に関する法律（地域交通法）に基づく協議会（以下、「法定協議会」）名	法定協議会にて算出するキロ程		法定協議会における運行割合	法定協議会において算出する計画額
南北海道	第5号		南空知地域公共交通活性化協議会	往24.0Km 復23.7Km	(平均) 23.8Km	100.000%	12,984.0千円
合計			1系統				

●札幌代行線①【事業者：夕張鉄道】

補助ブロック名	申請 番号	特 措 例 置	地域公共交通の活性化法及び再生に関する法律（地域交通法）に基づく協議会（以下、「法定協議会」）名	法定協議会にて算出する キロ程		法定協議会における運 行割合	法定協議会において算 出する計画額
北海道	第6号		南空知地域公共交通活性化協議会	往9.2Km 復9.2Km	(平均) 9.2Km	31.944%	5,824.5千円
			さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会	往19.6Km 復19.6Km	(平均) 19.6Km	68.055%	12,409.5千円
合計			1系統				

●長沼線【事業者：ジェイ・アール北海道バス】

補助ブロック名	申請 番号	特 措 例 置	地域公共交通の活性化法及び再生に関する法律（地域交 通法）に基づく協議会（以下、「法定協議会」）名	法定協議会にて算出する キロ程		法定協議会における運 行割合	法定協議会において算 出する計画額
北海道	第7号		南空知地域公共交通活性化協議会	往12.0Km 復12.0Km	(平均) 12.0Km	43.010%	3,277.0千円
			さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会	往15.9Km 復15.9Km	(平均) 15.9Km	56.989%	4,342.5千円
合計			1系統				

●月形当別線【事業者：下段モータース】

補助ブロック名	申請 番号	特 措 例 置	地域公共交通の活性化法及び再生に関する法律（地域交通法）に基づく協議会（以下、「法定協議会」）名	法定協議会にて算出する キロ程		法定協議会における運 行割合	法定協議会において算 出する計画額
北海道	第8号	1	南空知地域公共交通活性化協議会	往8.1Km 復8.0Km	(平均) 8.0Km	31.128%	2,588.5千円
			さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会	往17.7Km 復17.7Km	(平均) 17.7Km	68.871%	5,727.5千円
合計			1系統				

●北新線【事業者：新篠津交通】

補助ブロック名	申請 番号	特措 例置	地域公共交通の活性化法及び再生に関する法律（地域交通法）に基づく協議会（以下、「法定協議会」）名			法定協議会にて算出する キロ程	法定協議会における運 行割合	法定協議会において算 出する計画額
北海道	第9号		南空知地域公共交通活性化協議会			往12.7Km 復12.7Km	(平均) 12.7Km	81.410% 3,400.0千円
			さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会			往2.9Km 復2.9Km	(平均) 2.9Km	18.589% 776.0千円
合計			1系統					

●岩見沢月形線【事業者：アオヤナギ観光バス】

補助ブロック名	申請番号	特措例置	地域公共交通の活性化法及び再生に関する法律（地域交通法）に基づく協議会（以下、「法定協議会」）名	法定協議会にて算出するキロ程		法定協議会における運行割合	法定協議会において算出する計画額
北海道	第10号	1	南空知地域公共交通活性化協議会	往22.3Km 復22.5Km	(平均) 22.4Km	100.000%	8,286.5千円
合計			1系統				

※総合政策部交通企画課及び北海道運輸局旅客第一課において、内容を審査するに当たって、上記補助額が変動する場合がありますので、あらかじめ御承知置き願います。